

平成24年度 第1回臨時庁議要旨

日時：平成25年3月6日（水）

午後4時

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市建築基準等に関する条例第9条第1項第6号に基づく建築確認申請等手数料の減免について（建設部）

東日本大震災より被害のあった者がその災害の発生した日から2年以内（平成25年3月10日まで）に建築物等を建築する場合の建築確認申請等手数料については、石巻市建築基準等に関する条例第9条第1項第1号に基づき全額免除しているが、未だ多くの被災した建築物等が復旧されていないことから、同項第6号の規定に基づき減免措置期間を延長するもの。

(1) 主な内容

東日本大震災により大規模半壊以上の被害のあった建築物等を建替えのため新築又は改築する場合の建築確認申請等手数料の減免措置期間を平成28年3月10日まで延長する。